

社会福祉施設の用途変更	法43条1項
-------------	--------

◎ 立地基準編第6章 (P132～P137)

法第43条第1項に規定する社会福祉施設の用途について、次のとおりとする。

<平成21年12月1日施行>

線引き以前から存する社会福祉施設又は線引き以後に許可不要により建築された社会福祉施設についての「用途の変更」とは、下表「社会福祉施設の用途分類」のイ欄各項目間の変更をいう。

ただし、平成19年11月30日以降に、法第43条第1項の許可を受けて建築された建築物については、法第34条各号に該当するものとして許可処分をしたことから、許可を受けた用途以外の用途とすることは「用途の変更」に該当する（上記取扱い及び下記＜留意事項＞は適用しない）。

(表)

**社会福祉施設の用途分類**

区分は(イ)欄で行う

区分	例示
イ	ロ
生活保護法に基づく社会福祉施設	救護施設、更生施設
児童福祉法に基づく社会福祉施設	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設 助産施設、保育所、児童厚生施設
老人福祉法又は介護保険法に基づく社会福祉施設	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業に供する施設、老人福祉センター 介護老人保健施設（無料又は低額な費用で利用せるものに限る）
障害者自立支援法に基づく社会福祉施設	障害者支援施設、障害福祉サービス事業に供する施設、福祉ホーム 身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設 精神障害者社会復帰施設
売春防止法に基づく社会福祉施設	婦人保護施設
母子及び寡婦福祉法に基づく社会福祉施設	母子福祉施設

＜留意事項＞

- ア 「社会福祉施設」とは、社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業又は同法同条第3項に規定する第二種社会福祉事業の用に供する施設をいう。
- イ 第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業に該当する事業であっても、老人居宅介護等事業の用に供する施設等（単なる「事務所」施設）を単独で建築することは、市街化調整区域に立地しなければならない必要性がないことから、社会福祉施設には該当しないことと扱う。ただし、社会福祉施設に併設（建築基準法上不可分な関係）される老人居宅介護等事業の用に供する施設等は、当該社会福祉施設の用途に包含されるものと扱う。
- ウ 根拠法令が異なり、イ欄各項目間が変更される場合であっても、実質的に事業内容が異ならない場合（例：「児童福祉法に基づく知的障害児施設」であったものが、入所者の成長に伴って「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設」に変更）については、用途の変更とはとらえない。
- エ 用途変更に該当するか否かについては、開発（建築）行為事前協議を行い判断することとする。既存の用途を変更する、既存の用途に新たな用途（事業）を追加する又は既存の用途の一部を削除する場合、敷地内全ての施設が社会福祉施設に該当するか否かについて、及び、施設の根拠法令（既存、計画とも）については、当該社会福祉施設を所管する部局の意見書により確認することとする。